

マーケット・ニュートラル
追加型証券投資信託 / 国際株式型(北米型)



Market Neutral



設定・運用は

ユナイテッド投信投資顧問

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「マーケット・ニュートラル」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成20年12月1日に関東財務局長に提出しており、平成20年12月2日にその届出の効力は生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
3. 金融商品取引法第13条に規定する詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、取扱販売会社にご請求いただければ当該取扱販売会社を通じて交付いたします。ご請求をされた場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて受益者に帰属します。
- 投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。
- 銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

発 行 者 名	ユニテッド投信投資顧問株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 増田 雄輔
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区新川 1-17-25 東茅場町有楽ビル 8 階
有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所	該当事項はありません。

重要です。必ず、お読み下さい。

下記の事項は、この投資信託(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドを通じて主に米国の株式を投資対象としています。そのため組入れている米国株式の価格の下落や、組入れている米国株式の発行会社等の経営や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「有価証券の価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの基本情報」内の「リスク」および「6. 投資リスクとその管理体制」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

◆お申込み時に直接ご負担していただく費用
ありません。

◆換金(ご解約)時に直接ご負担していただく費用
ありません。

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担していただく費用

①信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年 1.575% (税抜年 1.500%)。

②実績報酬

当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準を上回った基準価額となった場合、当該超過部分の 31.5% (税抜 30.0%) を実績報酬として申し受けます。

③その他の費用

有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)
監査費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用 等

(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

受益者が負担する手数料などの合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間や運用の状況などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「7. 手数料等及び税金」をご覧ください。

■クーリングオフの適用について

当ファンドのお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ファンドの基本情報

ファンド概要

マーケット・ニュートラル

商品分類	追加型証券投資信託／国際株式型（北米型）
投資の基本方針	● マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式に実質的に投資します。 ● 魅力度の高い銘柄を買付け（買いポートフォリオの構築）、魅力度の低い銘柄を借株し売り建てを行い（売りポートフォリオの構築）、株式市場動向にかかわらず安定的な収益の獲得を目指す「マーケット・ニュートラル戦略」を用いて、運用を行います。 ● 為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。 マザーファンドの運用の指図にかかる権限をアナリティック・インベスターズ・エルエルシーに委託します。
主な投資対象	ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内外の株式および債券等に直接投資することがあります。
主な投資制限	● 株式の実質投資割合には制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
信託期間	平成 13 年 11 月 30 日から無期限です。
決算日	毎年 3 月 20 日および 9 月 20 日（休業日の場合は翌営業日となります）
収益分配	毎決算時に分配対象収益の中から、基準価額水準・市況動向を勘案し、収益分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年率 1.575%（税抜 1.500%） マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。
実績報酬	当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の 31.5%（税抜 30.0%）を実績報酬として申し受けます。
その他の費用	● 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含め、以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。 ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「7. 手数料等及び税金」をご覧ください。
投資顧問会社	アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（拠点：米国）
受託会社	りそな信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

ファンドの基本情報

ご投資の手引き

お申込みについて

お申込み方法	● 原則として、いつでもお申込みができます。(下記のお申込み受付中止日を除く) ● お申込み受付時間は、原則として取扱販売会社の午後 3 時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は、午前 11 時までとさせていただきます。)までとし、この受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
お申込み単位	最低単位を 1 口又は 1 円単位として各販売会社が任意に定める単位。
お申込み価額	お申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。
お申込み手数料	無手数料です。
お申込み受付中止日	ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては取扱いいたしません。
お申込み場所	販売会社にてお申込みいただけます。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。 ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク 電話番号 03-5542-7150 受付時間 委託会社の毎営業日の午前9時～午後5時 (ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。)

ご解約について

ご解約方法	● 原則として、いつでもご解約できます。(下記のご解約受付中止日を除く) ● ご解約受付時間は、原則として取扱販売会社の午後 3 時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は、午前 11 時までとさせていただきます。)までとし、この受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 ● 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上のご解約につきましては正午(半休日の場合は午前 10 時)までをお願いいたします。
ご解約単位	1 口単位。
ご解約価額	ご解約受付日の翌営業日の基準価額となります。
ご解約受付中止日	ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては取扱いいたしません。

運用経過のお知らせについて

運用報告書	毎計算期末に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。運用報告書は、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社からお届けいたします。
基準価額	毎日の基準価額は販売会社または上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。 また、日本経済新聞にも掲載します。

※商品内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの基本情報

リスク

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みいただき、当ファンドのリスクを十分ご理解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

当ファンドは、主としてユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク	当ファンドは株式等を中心に値動きのある有価証券等に投資します。当ファンドの基準価額は、組入れる株式等の価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
為替変動リスク	外貨建資産へ投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは、原則として為替ヘッジを行ないませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。
流動性リスク	組入る有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。
デリバティブ取引等のリスク	当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等は、国内外の経済、政治情勢などの影響を受け変動します。当ファンドにおいては、デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
カントリーリスク	外貨建て資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。
解約による資金流出に伴うリスク	一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入る有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれらに限られるものではありません。

用語集

- ・ **運用報告書**

計算期間中のファンドの運用実績、運用状況等を受益者の皆様に説明する報告書のことをいいます。原則として、毎計算期間終了後及び信託期間の終了後に委託会社作成し、販売会社を通じて、受益者の皆様に交付します。
- ・ **基準価額**

ファンドの純資産総額を受益権総口数で除したもので、ファンドの一口（ファンドによって一万口）当りの評価額のことをいいます。
- ・ **個別元本**

受益者毎のファンドの平均取得単価をいいます。同一ファンドを複数回取得した場合、取得単価は追加取得の都度、取得口数に応じて加重平均され、個別元本の変更が行われます。なお、申込手数料は、個別元本には含まれません。
- ・ **自動けいぞく投資または分配金再投資**

収益分配金から税金を差引いた後自動的に収益分配金を再投資することをいいます。
- ・ **収益分配金**

ファンドの計算期間終了時に、運用の結果あげられた収益等を受益権口数に応じて受益者に支払う分配金のことをいいます。分配金額は、信託約款に規定する分配方針に基づいて委託会社が決定します。
- ・ **純資産総額**

ファンドの資産総額（株式や公社債等の組入資産を原則として時価で評価したもの）から負債総額（運用経費等）を控除した金額をいいます。
- ・ **信託報酬**

ファンドの運用や管理の対価として、委託会社、受託会社が、信託財産から受け取る報酬のことをいいます。信託約款に規定する料率に基づいて計算され、日々信託財産に費用として計上されます。
- ・ **信託約款**

ファンドの運用方針、管理・運営方法等が定められているもので、委託会社と受託会社はこの信託約款に基づいて、信託契約を締結し、ファンドの管理・運営等を行います。
- ・ **ファミリーファンド方式**

投資家が取得するファンドをベビーファンドとし、その資金をマザーファンド（親投資信託）に投資して実質的な運用を行う仕組みをいいます。
- ・ **投資信託説明書（交付目論見書）**

投資家がファンドを取得する際に販売会社が、あらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。ファンド運用方法、リスク、取得のお申し込みを行う際に必要な申込要領、費用等の情報が記載されています。
- ・ **投資信託説明書（請求目論見書）**

投資家から請求があった場合に販売会社が交付する目論見書です。ファンドの経理状況等について詳細な情報が記載されています。

投資信託説明書（交付目論見書）目次

1. 証券情報	1
2. ファンドの特色	4
3. 委託会社等の概況	9
4. 投資方針	10
〈参考〉ファンドが投資する投資信託証券の概要	16
5. 運用体制・分配方針	18
6. 投資リスクとその管理体制	21
7. 手数料等及び税金	24
8. 運用状況	27
9. 手続等の概要	34
10. 管理及び運営の概要	36
11. 財務ハイライト情報	40
12. 内国投資信託受益証券事務の概要	43
13. ファンドの詳細情報の項目	44

《添付》信託約款

1. 証券情報

(1) ファンドの名称

マーケット・ニュートラル

(以下、「ファンド」もしくは「当ファンド」ということがあります。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

5,000 億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

取得申込受付日^{※1}の翌営業日の基準価額^{※2}とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認ください。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※1 後記（12）その他④取得申込受付の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記（12）その他⑤お申込み受付中止日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。

※2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

(5) 申込手数料

無手数料です。

(6) 申込単位

最低単位を1口または1円として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

1. 証券情報

(7) 申込期間

平成 20 年 12 月 2 日から平成 21 年 11 月 30 日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

取得のお申込みをされる方は、お申込み金額およびお申込み手数料（税込）を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

原則として上記（8）申込取扱場所と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定を受け、振替機関の振替業に係る業務規定等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規定その他の規則にしたがって支払われます。

(12) その他

① 日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

② 申込証拠金

該当事項はありません。

③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

該当事項はありません。

④ 取得申込受付

販売会社の営業日※の午後 3 時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

※ 後記⑤のお申込み受付中止日を除きます。

1. 証券情報

⑤ お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みも出来ません。）

ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行休業日

⑥ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2. ファンドの特色

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

② 信託金の限度額

5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドは、追加型証券投資信託・国際株式型（北米型）※に属するものです。

※ 国際株式型（北米型）とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%以上」「主として北米の株式に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

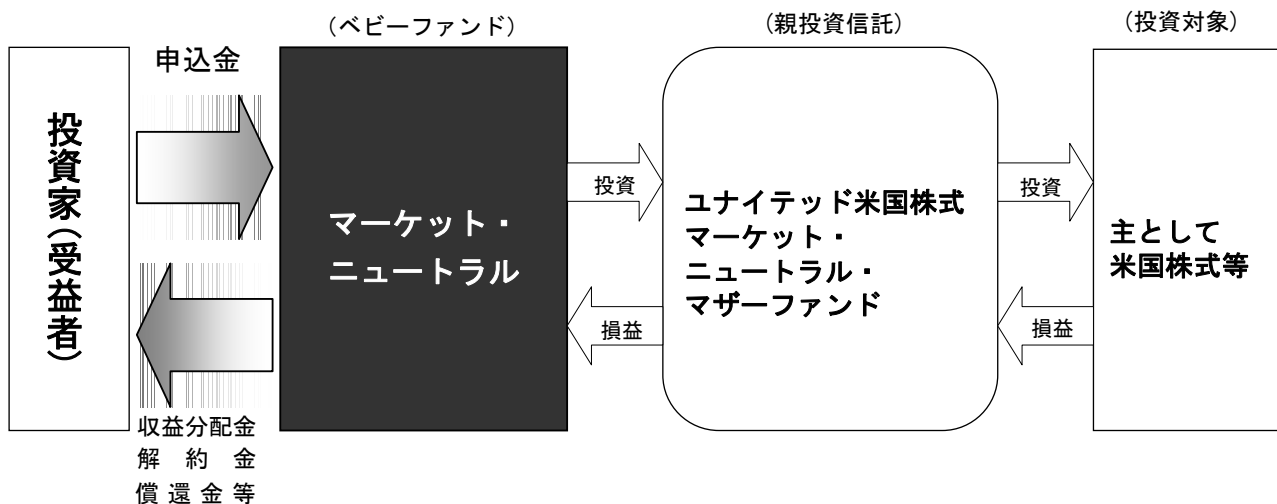
④ ファンドの特色

ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を親投資信託（ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド）の受益証券に投資し、その実質的な運用を親投資信託にて行う仕組みです。

また、親投資信託の運用の指図の権限につきましては、アナリティック・インベスターズ・エルエルシーへ委託をします。

ファミリーファンド方式



米国株式を主要投資対象とします。

魅力度の高い銘柄を買付け（買いポートフォリオの構築）、魅力度の低い銘柄を借株し、売り建て（売りポートフォリオの構築）を行い、株式市場の動向にかかわらず、安定的な収益の獲得を目指す「マーケット・ニュートラル戦略」を用いて、運用を行います。

買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築し、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益の格差のみを収益の源泉とする事で、米国株式市場の上げ相場・下げ相場にかかわらず、安定的な運用収益の獲得を狙います。

また、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。ただし、市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. ファンドの特色

マーケット・ニュートラル戦略について

マーケット・ニュートラルとは？

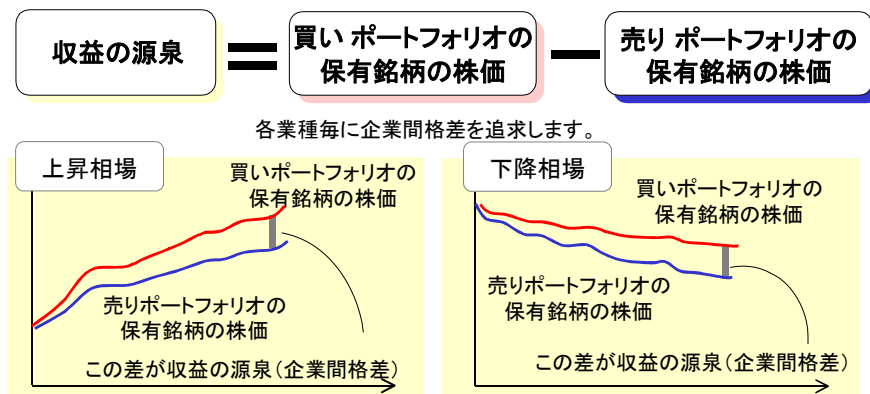
株式市場の動向にかかわらず、安定した運用収益の獲得を狙う戦略です（ニュートラル＝中立）。買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにすることで、収益の源泉を企業間格差のみに集約します。

運用目標

買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築することにより、相場状況にかかわらず、安定した収益の獲得を狙います。

収益の源泉

それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差（企業間格差）が、収益の源泉となります。



売りポートフォリオよりも、より魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れることで、上昇・下落相場にかかわらず、安定的な収益の獲得を狙います。

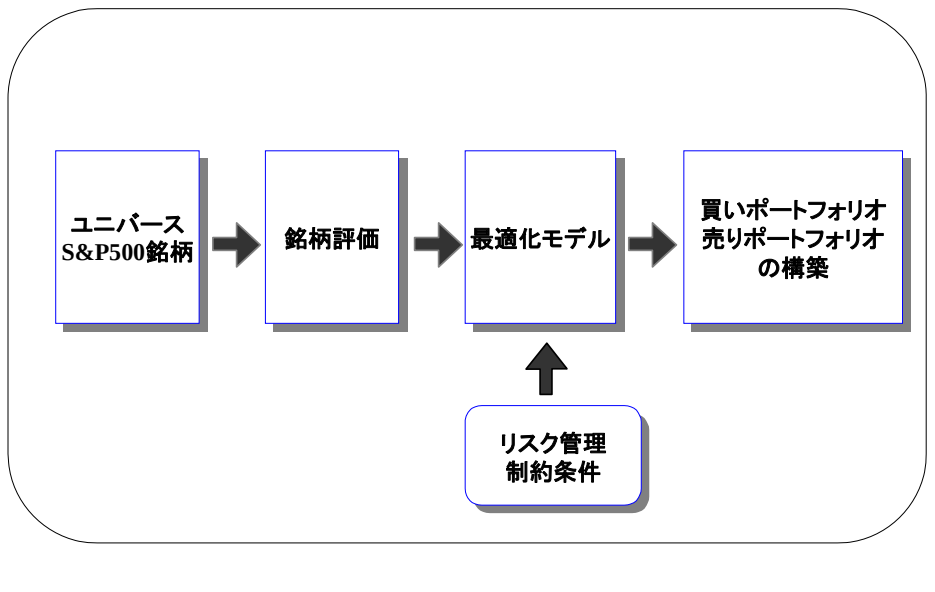


収益の源泉 = 銘柄間の魅力度の差 = 企業間格差

投資対象は米国株式市場で S&P500 株価指数構成銘柄を原則とし、その全銘柄について、銘柄評価を行います。また、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー独自の計量モデルにより、各銘柄の期待収益率を算出し、相対的魅力度を割り出します。

2. ファンドの特色

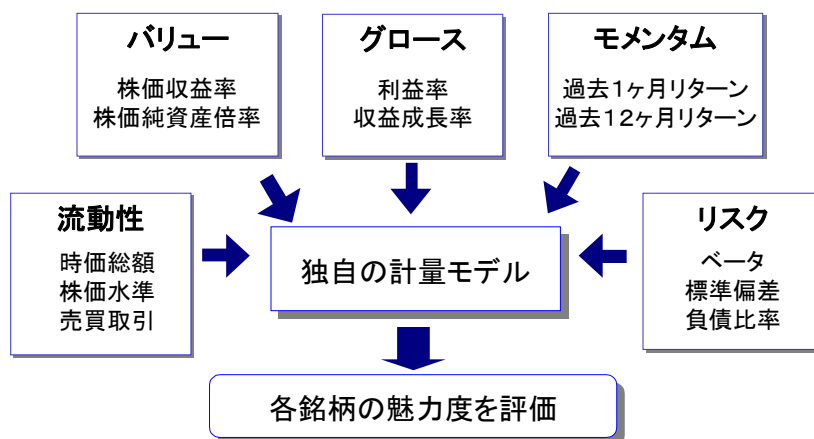
運用プロセス



銘柄評価

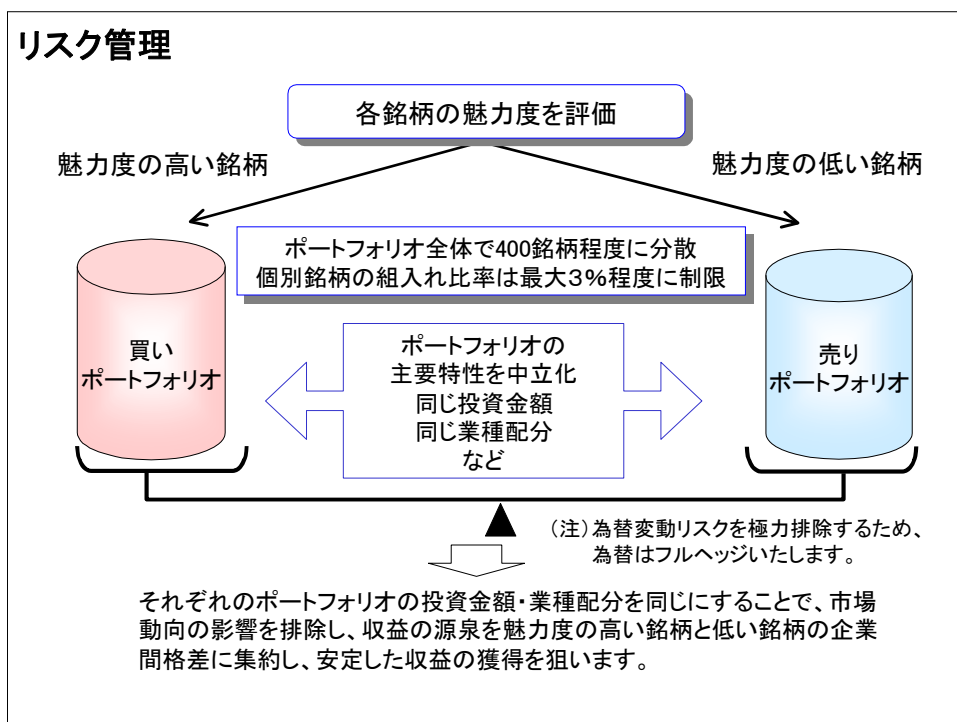
<独自の計量モデル>

70以上の価格形成要因（ファクター）により個別銘柄を分析



計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組入れます。常に買いポートフォリオに組入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組入れた銘柄のそれを上回ることを目標とします。

2. ファンドの特色



ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するよう以下の制限をかけて最適化を行います。

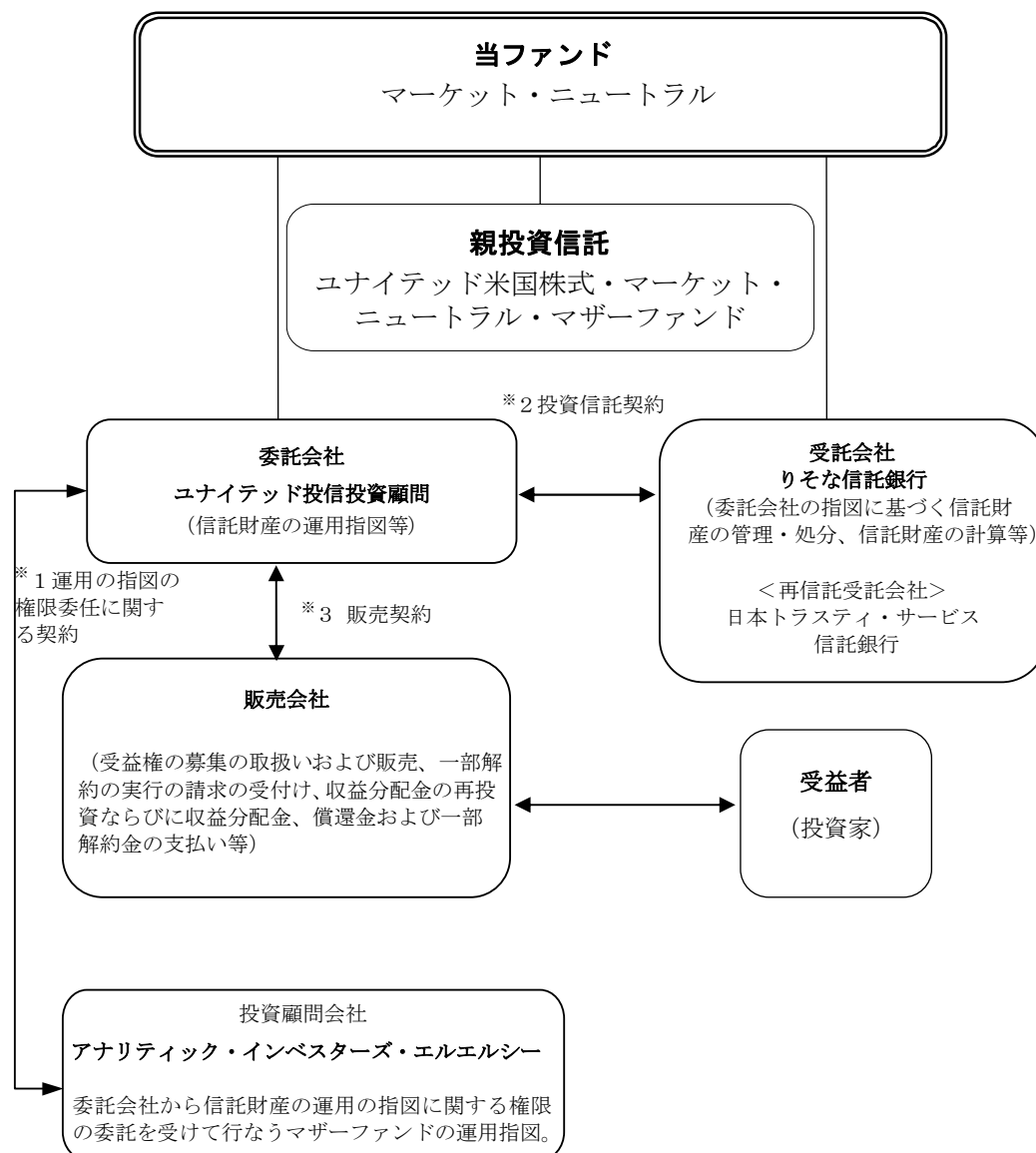
<中立化のためのリスク制限>

業種配分ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ同じ
時価総額ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ同じ
β ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ同じ ・ β (ベータ) 値とは ポートフォリオ全体の値動きが、証券市場全体のそれに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が1.5という状況は、証券市場が10%上昇(あるいは下落)した場合はポートフォリオ全体は15%上昇(あるいは下落)することを示しています。
投資金額ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額がほぼ同額

これらの最適化を行うことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、銘柄独自の要因から由来するように収益の源泉を限定します。銘柄間の相対格差のみに注目することによって、より確実な収益の獲得を目指します。なお、個別銘柄の組入比率は最大3%程度に制限します。

2. ファンドの特色

(2) ファンドの仕組み ファンドの関係法人



- ※1 当ファンドの親投資信託の運用について、委託会社が信託財産の運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託するための契約。投資顧問会社が行う投資判断、発注等に関するルール等を規定します。
- ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- ※3 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

3. 委託会社等の概況

(A) 資本金

10 億 3,000 万円（平成 20 年 9 月 30 日現在）

(B) 沿革

平成 11 年 9 月 17 日 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの 100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。

平成 11 年 10 月 26 日 証券投資信託委託業の認可取得。

平成 12 年 10 月 6 日 オールド・ミューチュアル（U. S.）ホールディングス・インクの傘下となる。

平成 16 年 1 月 20 日 投資顧問業者として登録。

平成 17 年 3 月 30 日 日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。

平成 17 年 10 月 31 日 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。

平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引業者として登録。

(C) 大株主の状況

（平成 20 年 9 月 30 日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号 郵船ビル 5 階	4,100 株	100%

4. 投資方針

(1) 投資方針

当ファンドは、親投資信託である「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。親投資信託への投資を通じて、主として米国株式へ実質的に投資し、リスクを軽減しつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

(A) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りします。）

(ハ) 約束手形

(ニ) 金銭債権

(B) 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券

(A) 委託者は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第1号から第11号までの証券また

4. 投資方針

は証券の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(B) 委託者は、信託金を、前記(a)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 投資制限

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

(A) 投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。

(B) 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(C) 投資する新株引受権証券等への投資制限（約款第21条第4項）

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(D) 投資する投資信託証券への投資制限（約款第21条第5項）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信

4. 投資方針

託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(E) 投資する株式等の範囲（約款第 24 条）

- (a) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(F) 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第 25 条第 1 項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(G) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第 25 条第 2 項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 5 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(H) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 25 条第 3 項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(I) 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 32 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- (b) 前記(a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その

4. 投資方針

超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(J) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 33 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(K) 信用取引の指図範囲（約款第 26 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(L) 有価証券の空売りの指図および範囲（約款第 27 条）

- (a) 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第 28 条の規定により借り入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(M) 有価証券の借入れの指図および範囲（約款第 28 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該借入れに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該借入れに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当

4. 投資方針

する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(N) 先物取引等の運用指図（約款第 29 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
(b) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
(c) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(O) スワップ取引の運用指図（約款第 30 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(P) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第 31 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
(d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(Q) 外国為替予約の指図（約款第 34 条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、

4. 投資方針

信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(R) 資金の借入れ（約款第 42 条）

- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜参考＞ファンドが投資する投資信託証券の概要

「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の概要

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

主として米国株式のうち、主な市場で取引される銘柄、米国S&P株価指数先物を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

- ① 「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として米国株式の中から、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄を借株し、同時同額のロングおよびショートのポジションをつくることにより、米国株式市場の騰落および金利の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。
- ② S&P500 株価指数構成銘柄についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種、投資金額、時価総額、ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより絶対リターンを目指し、信託財産の成長のため積極的な運用を行います。
- ③ 米ドル建てのポートフォリオに関して、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。
- ④ 運用指図に関する権限は、米国の投資顧問会社であるアナリティック・インベスターズ・エルエルシーに委託します。
- ⑤ 外国株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。
- ⑥ 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、新株引受権証券および新株予約権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。
- ⑦ 資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑨ スワップ取引を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

＜参考＞ファンドが投資する投資信託証券の概要

(4) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は制限を設けません。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行います。
- ⑨ スワップ取引は、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、当該取引の決算日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑪ 親投資信託は、当ファンド同様に、投信法による投資制限に従います。

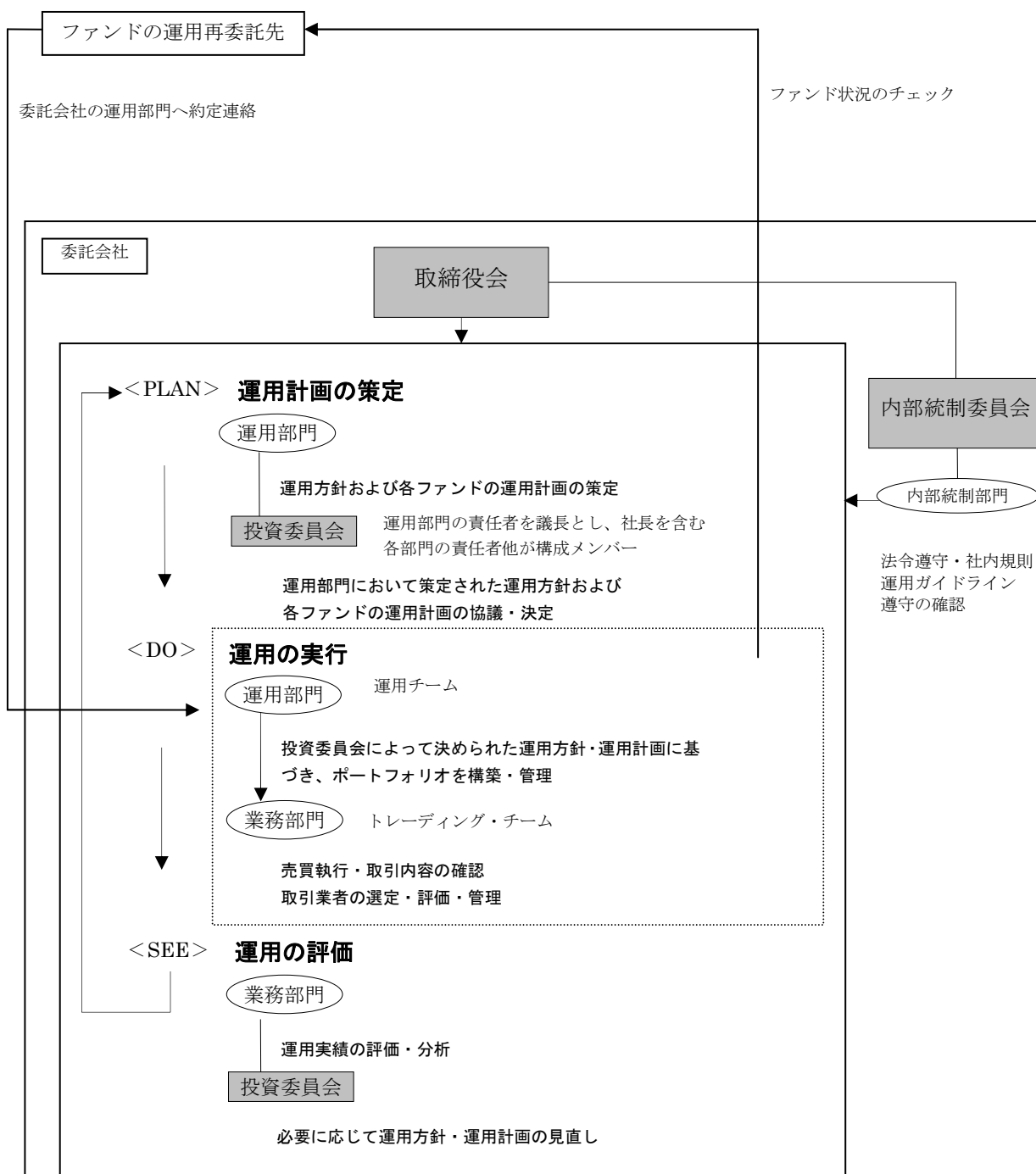
5. 運用体制・分配方針

(1) 運用体制

委託者は、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用の指図権限をアナリティック・インベスターズ・エルエルシーに委託しますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託者がマザーファンドへの出資額の決定及び出資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの出資比率は、原則として高位を維持するものとします。

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



5. 運用体制・分配方針

運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（5名程度）、顧客とのリレーションを担当する顧客部門（6名程度）、商品開発を担当する企画部門（3名程度）、ファンド計理・運用実績の評価・分析・情報開示（ディスクロージャー・レポート）・トレーディングを担当する業務部門（12名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しつつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。ファンドの運用を再委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に基づき、再委託先運用会社の運用能力のみならず、信用力、業務執行能力などについても定期的なモニタリングによる調査を行い、自社運用ファンドと同様に当社がすべての受託者責任を果たすことができる体制を整えております。

※上記の運用体制は、平成20年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

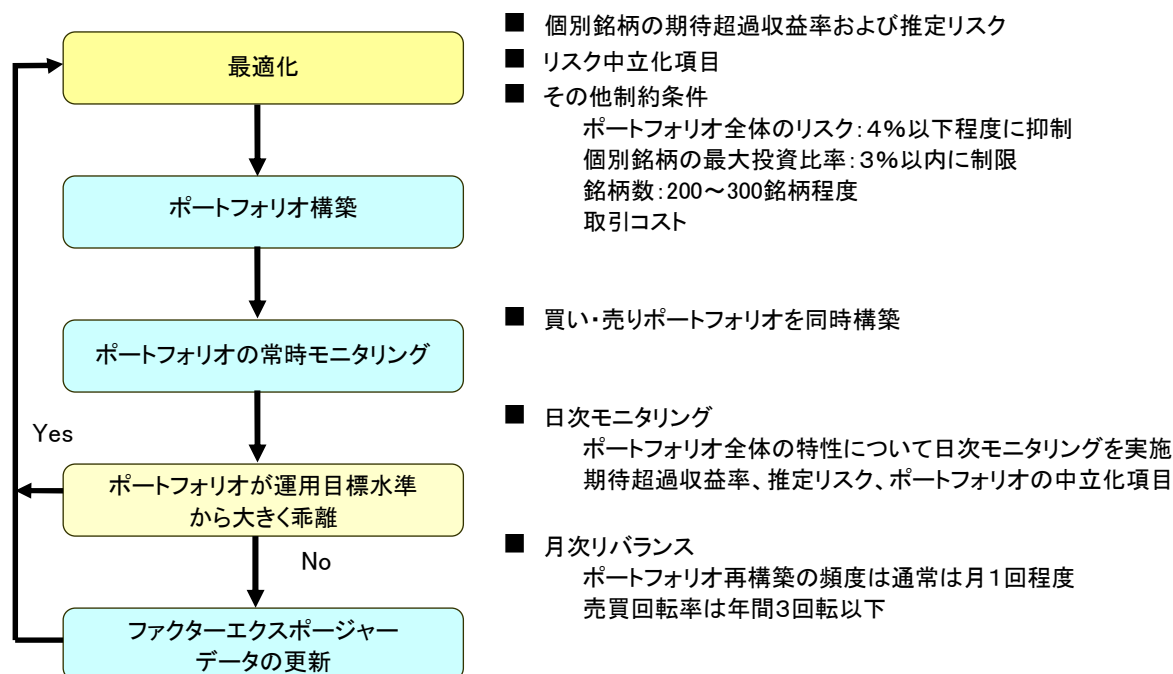
[マザーファンド（ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド）の運用体制]

当ファンドが主要投資対象とするユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドにおいて、委託者から運用の指図に関する権限の委託を受け、アナリティック・インベスターズ・エルエルシーが以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。

5. 運用体制・分配方針

＜アナリティック・インベスターズ・エルエルシーの運用体制＞

個別銘柄の1ヶ月後の期待超過収益率、リスク制約条件、予想取引コストを入力し、ポートフォリオの最適化を図ります。



(2) 分配方針

① 年2回の決算日（毎年3月20日および9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り分配を行います。

(A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

(B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(C) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（実績報酬を含みます。以下同じ。）および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

6. 投資リスクとその管理体制

(1) 投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、銀行などの登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、マザーファンドへの投資等を通じて、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）等に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

① 有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは株式等を中心に値動きのある有価証券等に投資します。当ファンドの基準価額は、組入れる株式等の価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

② 為替変動リスク

外貨建資産へ投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは、原則として為替ヘッジを行ないませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

③ 流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。

④ デリバティブ取引等のリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等は、国内外の経済、政治情勢などの影響を受け変動します。当ファンドにおいては、デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

⑤ カントリーリスク

外貨建て資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

6. 投資リスクとその管理体制

⑥ 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンド運営上のリスク

(A) 取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B) 信託の途中終了

委託会社は、受益者のために有利と認める場合、その他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C) 運用の外部委託

マザーファンドにおいて、運用を海外の投資顧問会社に委託しています。当該投資顧問会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

② 販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A) 販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B) 受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託銀行の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の

6. 投資リスクとその管理体制

提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③ 収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

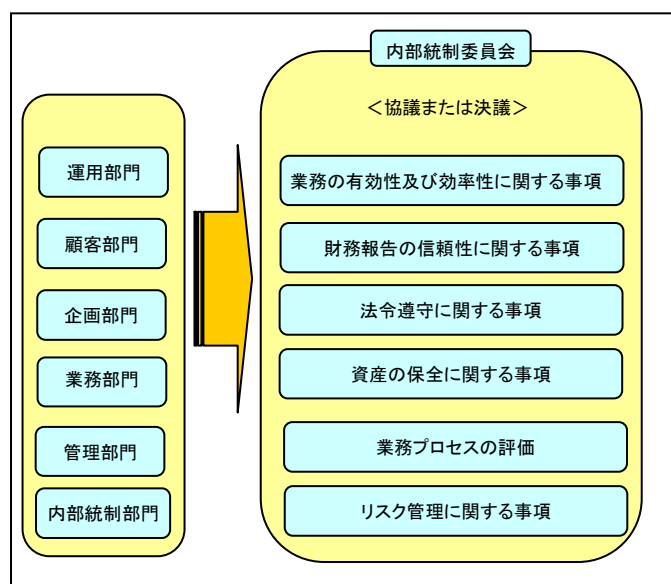
(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドのリスクおよび損益状況については、以下のツールを使用し、管理します。

リスク管理ツール	ファンドのリスクを推定するツールです。資産配分や銘柄選択などのリスク特性ごとにそのリスクを推定し、当ファンド全体でどの程度のリスクを、どの部分で取っているのかを常に把握します。
ポートフォリオ損益管理ツール	ポートフォリオの損益を把握する為のツールです。組入資産ごとに、損益がどの程度なのかを把握できるようにし、下落リスクの管理に役立てます。

前記に加えて、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告・提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと日々ベースでリスク管理を綿密に行います。



当ファンドの投資対象であるユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドにおいても、委託者より運用に関する権限の委託を受けたアナリティック・インベスターズ・エルエルシーにおけるリスク管理を行います。詳しくは「2.ファンドの特色 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ④ ファンドの特色 リスク管理」をご参照ください。

7. 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

無手数料です。

(2) 換金（解約）手数料

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

信託財産の純資産総額×年 1.575%（税抜 年 1.50%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年 0.63%※ (税抜 年 0.60%)	年 0.105% (税抜 年 0.10%)	年 0.84% (税抜 年 0.80%)

※マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。

受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

② 実績報酬

当ファンドにおいては、委託会社にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の 31.5%（税抜 30.0%）を実績報酬として受領します。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

(A) 実績報酬の計算期間は、毎年 3 月 21 日から 9 月 20 日までおよび 9 月 21 日から翌年 3 月 20 日までの各計算期間を 1 期として取扱います。（各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときの各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）

(B) 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。

(C) 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前記(B)に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

目標基準価額＝（1＋日次目標リターン・レート）^{経過日数}×基本基準価額

目標リターン・レートは、6ヵ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用しますので、目標リターン・レートは各計算期毎に異なります。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

日次目標リターン・レート＝（1＋目標リターン・レート）^{1/365}－1

7. 手数料等及び税金

実績報酬は、発生のつど信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産から支弁します。

(4) その他の手数料等

- ① 当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下「諸費用」といいます。）および諸費用にかかる消費税等ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することが出来ません。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個別元本について

- (A) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (C) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 一部解約時および償還時の課税について

平成 20 年 12 月 31 日までは、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

平成 21 年 1 月 1 日以降においては、個人の受益者の場合、一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。法人の受益者の場合、引き続き、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

7. 手数料等及び税金

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(A) 個人の受益者

平成 20 年 12 月 31 日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の軽減税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税を選択することもできます。（解約・償還損については、確定申告により、株式等の譲渡による所得との通算が可能となります。）

<平成 21 年 1 月 1 日以降は以下の通りとなります。>

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金に対し、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は特例措置により、収益分配金を含む上場株式等の配当等の合計額（年間の収益分配金等が 1 万円以下のファンド等は合計額から除外されます。）が年間 100 万円以下の場合、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率が適用され、申告不要の特例があります。当該合計額が年間 100 万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、100 万円以下の部分については、10%（所得税 7%および地方税 3%）、100 万円を超える部分については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率となります。

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの 2 年間は特例措置により、上場株式等の譲渡益を含めた譲渡所得の合計額が年間 500 万円以下の場合、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率が適用され、申告不要の特例（特定口座（源泉徴収選択））があります。譲渡所得の合計額が年間 500 万円を超える場合、申告不要の特例が適用されませんので、特定口座（源泉徴収選択）においても確定申告を行い、500 万円以下の部分については、10%（所得税 7%および地方税 3%）、500 万円を超える部分については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率となります。

(B) 法人の受益者

平成 21 年 3 月 31 日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）、平成 21 年 4 月 1 日から 15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※販売会社によっては解約請求のほかに買取請求による換金を受付けている場合があります。買取請求により換金する場合は、課税上の取扱いが上記と異なります。買取請求の詳しい条件については、あらかじめ販売会社にご確認ください。

8. 運用状況

以下は、平成 20 年 9 月 30 日現在の投資状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券 （ユナイテッド米国株式マーケット・ ニュートラル・マザーファンド）	日本	128,546,685	99.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,176,101	0.91
合計（純資産総額）		129,722,786	100.00

（参考情報）親投資信託受益証券の投資状況

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,726,028,715	79.15
	バミューダ	5,636,797	0.25
	小 計	1,731,665,512	79.40
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		449,164,992	20.60
合計（純資産総額）		2,180,830,504	100.00

（注 1）現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、株式（売建）を含みます。

（注 2）株式（売建）の時価合計は、1,740,765,659 円、投資比率は 79.82%です。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	ユナイテッド米国 株式マーケット・ ニュートラル・マ ザーファンド	106,456,882	1.2143	129,270,591	1.2075	128,546,685	99.09

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.09
合計	99.09

8. 運用状況

(参考情報) 親投資信託受益証券の投資有価証券の主要銘柄
株式(買建)

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	SYSCO CORP.	食品・生活必需品小売り	11,817	3,109.17	36,741,078	3,230.34	38,173,025	1.75
2	アメリカ	株式	PG&E CORPORATION	公益事業	9,829	4,078.58	40,088,427	3,869.37	38,032,088	1.74
3	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC.	ヘルスケア機器・サービス	7,116	5,756.42	40,962,688	5,027.28	35,774,179	1.64
4	アメリカ	株式	BROWN FORMAN CORP. CLASS B	食品・飲料・タバコ	4,934	7,536.78	37,186,516	7,240.57	35,725,015	1.64
5	アメリカ	株式	STRYKER CORP	ヘルスケア機器・サービス	5,121	6,707.19	34,347,536	6,354.01	32,538,933	1.49
6	アメリカ	株式	APPLIED BIOSYSTEMS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,346	3,514.40	29,331,239	3,451.98	28,810,292	1.32
7	アメリカ	株式	DEAN FOODS CO	食品・飲料・タバコ	11,424	2,252.49	25,732,489	2,364.50	27,012,083	1.24
8	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	8,363	3,582.48	29,960,332	3,171.31	26,521,693	1.22
9	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	3,258	9,588.51	31,239,367	8,026.67	26,150,907	1.20
10	アメリカ	株式	BOSTON PROPERTIES INC	不動産	2,756	9,506.21	26,199,116	9,244.65	25,478,277	1.17
11	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	ヘルスケア機器・サービス	6,212	4,222.54	26,230,473	3,959.48	24,596,296	1.13
12	アメリカ	株式	H&R BLOCK INC	消費者サービス	10,500	2,459.48	25,824,546	2,329.28	24,457,537	1.12
13	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	4,491	6,006.02	26,973,055	5,418.78	24,335,751	1.12
14	アメリカ	株式	MOLEX INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10,244	2,481.77	25,423,322	2,278.53	23,341,363	1.07
15	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC.	半導体・半導体製造装置	9,985	2,893.74	28,894,051	2,227.79	22,244,490	1.02
16	アメリカ	株式	ECOLAB INC.	素材	4,490	4,735.34	21,261,715	4,872.96	21,879,628	1.00
17	アメリカ	株式	LOEWS CORP	保険	5,656	4,613.00	26,091,172	3,818.62	21,598,148	0.99
18	アメリカ	株式	SNAP-ON INC.	耐久消費財・アパレル	4,048	5,199.21	21,046,418	5,321.42	21,541,134	0.99
19	アメリカ	株式	DU PONT (E. I.) DE NEMOURS CO.	素材	5,246	4,587.11	24,064,006	4,085.83	21,434,298	0.98
20	アメリカ	株式	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	ヘルスケア機器・サービス	4,619	4,328.19	19,991,910	4,515.65	20,857,796	0.96
21	アメリカ	株式	KIMCO REALTY CORP	不動産	5,488	3,854.87	21,155,556	3,785.48	20,774,733	0.95
22	アメリカ	株式	INTERPUBLIC GROUP COS INC.	メディア	27,748	872.33	24,205,681	746.73	20,720,533	0.95
23	アメリカ	株式	BIG LOTS INC	小売	6,840	2,723.89	18,631,414	2,970.38	20,317,451	0.93
24	アメリカ	株式	NEWS CORP INC-CL A WHEN ISS	メディア	16,418	1,889.15	31,016,188	1,219.01	20,013,852	0.92
25	アメリカ	株式	COMPUTER SCIENCES CORP	ソフトウェア・サービス	4,846	4,669.35	22,627,672	4,097.22	19,855,172	0.91
26	アメリカ	株式	CHUBB CORP.	保険	4,050	5,525.45	22,378,110	4,867.78	19,714,549	0.90
27	アメリカ	株式	CONVERGYS CORP.	ソフトウェア・サービス	13,288	1,498.65	19,914,166	1,472.76	19,570,106	0.90
28	アメリカ	株式	BOEING CO.	資本財	3,383	8,244.17	27,890,033	5,745.02	19,435,429	0.89
29	アメリカ	株式	CA INC	ソフトウェア・サービス	10,234	2,366.57	24,219,523	1,896.36	19,407,416	0.89
30	アメリカ	株式	CORNING INC.	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,475	2,296.14	28,644,432	1,535.94	19,160,890	0.88

8. 運用状況

種類別及び業種別投資比率(買建)

種類	国内・外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	ヘルスケア機器・サービス	8.07
		食品・飲料・タバコ	6.13
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.10
		ソフトウェア・サービス	5.07
		資本財	5.01
		素材	4.91
		公益事業	4.68
		エネルギー	4.46
		各種金融	4.25
		メディア	4.18
		不動産	4.05
		耐久消費財・アパレル	3.85
		食品・生活必需品小売り	2.88
		電気通信サービス	2.20
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.17
		小売	2.07
		消費者サービス	1.95
		保険	1.89
		半導体・半導体製造装置	1.88
		運輸	1.47
		家庭用品・パーソナル用品	1.29
		銀行	0.78
		商業・専門サービス	0.59
		自動車・自動車部品	0.47
合計		79.40	

8. 運用状況

株式(売建)

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数 (株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CLOROX CO.	家庭用品・パーソナル用品	5,667	5,681.85	32,199,045	6,313.62	35,779,325	1.64
2	アメリカ	株式	GENERAL MILLS INC.	食品・飲料・タバコ	4,753	7,076.69	33,635,520	7,054.15	33,528,387	1.54
3	アメリカ	株式	KIMBERLY CLARK CORP.	家庭用品・パーソナル用品	5,075	6,594.74	33,468,343	6,586.01	33,424,032	1.53
4	アメリカ	株式	SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	メディア	8,604	4,158.33	35,778,318	3,756.48	32,320,787	1.48
5	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	2,641	12,198.47	32,216,171	11,854.62	31,308,057	1.44
6	アメリカ	株式	KELLOGG CO.	食品・飲料・タバコ	5,163	5,276.89	27,244,590	5,719.13	29,527,896	1.35
7	アメリカ	株式	PITNEY BOWES	商業・専門サービス	8,795	3,649.80	32,100,050	3,275.91	28,811,708	1.32
8	アメリカ	株式	HJ HEINZ CO	食品・飲料・タバコ	5,504	5,026.43	27,665,515	5,164.00	28,422,657	1.30
9	アメリカ	株式	EMBARQ CORP	電気通信サービス	6,222	4,433.83	27,587,300	4,330.26	26,942,888	1.24
10	アメリカ	株式	AFFILIATED COMPUTER SVCS-A	ソフトウェア・サービス	5,042	5,403.63	27,245,116	5,269.64	26,569,532	1.22
11	アメリカ	株式	PPL CORPORATION	公益事業	7,024	4,851.21	34,074,960	3,768.91	26,472,839	1.21
12	アメリカ	株式	FISERV INC	ソフトウェア・サービス	5,483	5,457.10	29,921,297	4,751.79	26,054,073	1.19
13	アメリカ	株式	WYETH	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	6,830	4,486.65	30,643,835	3,789.62	25,883,147	1.19
14	アメリカ	株式	LINEAR TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	8,012	2,968.31	23,782,149	3,049.10	24,429,395	1.12
15	アメリカ	株式	PAYCHEX INC.	ソフトウェア・サービス	7,157	3,306.99	23,668,128	3,397.09	24,313,016	1.11
16	アメリカ	株式	HCP INC	不動産	6,068	3,532.77	21,436,864	3,848.66	23,353,676	1.07
17	アメリカ	株式	FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	電気通信サービス	19,474	1,137.19	22,145,805	1,173.44	22,851,728	1.05
18	アメリカ	株式	CBS CORP-CL B	メディア	15,036	2,174.96	32,702,848	1,481.05	22,269,082	1.02
19	アメリカ	株式	WEYERHAEUSER CO.	素材	3,659	5,952.16	21,778,982	6,022.59	22,036,676	1.01
20	アメリカ	株式	WATERS CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	3,721	6,435.83	23,947,759	5,880.70	21,882,101	1.00
21	アメリカ	株式	ALLSTATE CORP.	保険	4,727	4,770.17	22,548,597	4,463.86	21,100,699	0.97
22	アメリカ	株式	AUTOZONE INC. NEVADA	小売	1,620	12,631.39	20,462,863	12,899.64	20,897,422	0.96
23	アメリカ	株式	EXELON CORPORATION	公益事業	3,277	7,712.75	25,274,685	6,334.34	20,757,636	0.95
24	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC.	資本財	3,303	6,579.72	21,732,837	6,202.80	20,487,872	0.94
25	アメリカ	株式	MYLAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	17,964	1,147.55	20,614,688	1,139.26	20,465,846	0.94
26	アメリカ	株式	LORILLARD INC	食品・飲料・タバコ	2,751	7,389.71	20,329,118	7,093.50	19,514,244	0.89
27	アメリカ	株式	SIMON PROPERTY GROUP INC	不動産	2,081	9,238.44	19,225,201	9,368.94	19,496,768	0.89
28	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC.	小売	7,526	2,766.35	20,819,585	2,588.21	19,478,900	0.89
29	アメリカ	株式	MERCK & CO.	医薬品・バイオテクノロジー・ ライフサイエンス	6,116	4,448.33	27,205,995	3,142.31	19,218,391	0.88
30	アメリカ	株式	FORTUNE BRANDS INC.	耐久消費財・アパレル	3,148	6,725.83	21,172,931	5,904.52	18,587,446	0.85

8. 運用状況

種類別及び業種別投資比率(売建)

種類	国内・外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	食品・飲料・タバコ	7.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.39
		ソフトウェア・サービス	5.23
		小売	5.04
		資本財	4.76
		メディア	4.65
		公益事業	4.64
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.47
		エネルギー	4.02
		各種金融	3.69
		保険	3.67
		素材	3.28
		家庭用品・パーソナル用品	3.17
		半導体・半導体製造装置	3.17
		電気通信サービス	2.74
		耐久消費財・アパレル	2.50
		不動産	2.29
		銀行	2.13
		ヘルスケア機器・サービス	2.11
		消費者サービス	1.82
		商業・専門サービス	1.32
		自動車・自動車部品	0.89
		運輸	0.66
合計		79.82	

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 親投資信託受益証券のその他投資資産の主要なもの
為替予約取引

資産の種類	買建・ 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	18,600,000.00	2,007,219,000	1,922,682,000	△88.16

8. 運用状況

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年9月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期末純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成14年3月20日)	486,430,239	486,430,239	0.9981	0.9981
第2期	(平成14年9月20日)	388,880,369	388,880,369	1.0048	1.0048
第3期	(平成15年3月20日)	353,547,818	353,547,818	0.9513	0.9513
第4期	(平成15年9月22日)	293,380,656	293,380,656	0.9619	0.9619
第5期	(平成16年3月22日)	245,795,424	245,795,424	0.9743	0.9743
第6期	(平成16年9月21日)	230,737,450	230,737,450	0.9479	0.9479
第7期	(平成17年3月22日)	240,891,615	240,891,615	0.9690	0.9690
第8期	(平成17年9月20日)	200,718,160	200,718,160	0.9442	0.9442
第9期	(平成18年3月20日)	185,877,937	185,877,937	0.9416	0.9416
第10期	(平成18年9月20日)	152,142,596	152,142,596	0.9444	0.9444
第11期	(平成19年3月20日)	137,925,060	137,925,060	0.9463	0.9463
第12期	(平成19年9月20日)	129,714,215	129,714,215	0.9165	0.9165
第13期	(平成20年3月21日)	127,118,257	127,118,257	0.9156	0.9156
第14期	(平成20年9月22日)	130,547,232	130,547,232	0.9394	0.9394
	平成19年9月末日	129,471,122	—	0.9147	—
	平成19年10月末日	126,893,386	—	0.9157	—
	平成19年11月末日	127,558,160	—	0.9202	—
	平成19年12月末日	128,125,131	—	0.9240	—
	平成20年1月末日	128,214,012	—	0.9245	—
	平成20年2月末日	127,944,966	—	0.9223	—
	平成20年3月末日	127,776,218	—	0.9203	—
	平成20年4月末日	128,556,916	—	0.9257	—
	平成20年5月末日	130,596,223	—	0.9398	—
	平成20年6月末日	130,835,648	—	0.9428	—
	平成20年7月末日	130,360,331	—	0.9393	—
	平成20年8月末日	129,143,321	—	0.9293	—
	平成20年9月末日	129,722,786	—	0.9334	—

8. 運用状況

② 分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	0
第2期	0
第3期	0
第4期	0
第5期	0
第6期	0
第7期	0
第8期	0
第9期	0
第10期	0
第11期	0
第12期	0
第13期	0
第14期	0

③ 収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期	△0.2
第2期	0.7
第3期	△5.3
第4期	1.1
第5期	1.3
第6期	△2.7
第7期	2.2
第8期	△2.6
第9期	△0.3
第10期	0.3
第11期	0.2
第12期	△3.1
第13期	△0.1
第14期	2.6

9. 手続等の概要

(1) 申込（販売）方法

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込を行うことができます。

- ① お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

- ② ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ③ 自動けいぞく投資コースのお申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

- ④ お申込み単位は、最低単位を 1 口または 1 円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。ただし、再投資される分配金については、1 口単位とします。各販売会社の取扱単位は、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

- ⑤ 取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額とします。

- ⑥ 自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金を再投資する際は、1 口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

- ⑦ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

(2) 換金（解約）手続等

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を 1 口単位として一部解約の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

- ② 受益者は、一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受

9. 手続等の概要

益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 解約請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前 11 時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、解約申込の受け付けを取扱いいたしません。なお、販売会社によって、受付時間の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

- ④ 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者の 1 口当たりのお受取り金額は、当該一部解約の価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- ⑤ 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- ⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うために 1 億口または 1 億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前 10 時）までをお願いいたします。
- ⑦ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記③に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じた価額とします。

- ⑧ 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前 9 時～午後 5 時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

10. 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価と基準価額について

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額※を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

※ 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせ下さい。

(2) 保管

ファンドの受益権は、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日まで、9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5) 信託契約の解約

① 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。但し、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

10. 管理及び運営の概要

- ④ 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- ⑤ 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑧ 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。但し、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述(8)信託約款の変更⑤に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ⑨ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

(6) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(7) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述(8)信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(8) 信託約款の変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- ② 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 上記③の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

10. 管理及び運営の概要

- ⑤ 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞朝刊に掲載します。

(10) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末に対象期間の運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

(11) 関係法人との契約

- ① 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- ② 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。
- ③ 委託会社と投資顧問会社との間で締結されるマザーファンドにおける運用の再委託（運用の助言）の契約期間は、マザーファンドの信託期間と同じです。ただし、当該契約のいずれかの当事者も、60日前の書面の通知をもって、当該契約の解約ができます。また、当該契約は、当事者の合意により変更されることがあります。
- ④ 信託事務処理の再信託
受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(12) 受益者の主な権利

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- イ. 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。
- ロ. 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヶ月以内の委託会社が指定する日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」を選

10. 管理及び運営の概要

扱われた場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ハ．収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ニ．受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

② 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

③ 償還金に対する請求権

イ．受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

ロ．償還金は信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始します。

ハ．償還金の支払いは販売会社の営業所等において行うものとします。

ニ．受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

＜照会先＞

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

11. 財務ハイライト情報

- (1) 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、並びに注記表は「投資信託説明書（請求目論見書）第4 ファンドの経理状況」「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものであります。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、「投資信託説明書（請求目論見書）第4 ファンドの経理状況」に添付されております。

マーケット・ニュートラル

(1) 貸借対照表

区分	第13期 (平成20年3月21日現在)	第14期 (平成20年9月22日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,327,633	3,870,207
親投資信託受益証券	123,383,526	129,270,591
未収利息	90	54
流動資産合計	129,711,249	133,140,852
資産合計	129,711,249	133,140,852
負債の部		
流動負債		
未払解約金	927	—
未払受託者報酬	66,909	68,930
未払委託者報酬	936,659	964,954
その他未払費用	1,588,497	1,559,736
流動負債合計	2,592,992	2,593,620
負債合計	2,592,992	2,593,620
純資産の部		
元本等		
元本	138,836,976	138,973,518
剰余金		
期末欠損金	11,718,719	8,426,286
(うち分配準備積立金)	(568,239)	(572,593)
剰余金合計	△11,718,719	△8,426,286
元本等合計	127,118,257	130,547,232
純資産合計	127,118,257	130,547,232
負債・純資産合計	129,711,249	133,140,852

11. 財務ハイライト情報

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	第13期 自 平成19年 9 月21日 至 平成20年 3 月21日	第14期 自 平成20年 3 月22日 至 平成20年 9 月22日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	11,451	9,467
有価証券売買等損益	2,444,285	5,887,065
営業収益合計	2,455,736	5,896,532
営業費用		
受託者報酬	66,909	68,930
委託者報酬	936,659	964,954
その他費用	1,588,497	1,559,736
営業費用合計	2,592,065	2,593,620
営業利益金額	—	3,302,912
営業損失金額	136,329	—
経常利益金額	—	3,302,912
経常損失金額	136,329	—
当期純利益金額	—	3,302,912
当期純損失金額	136,329	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	5,364
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	5,455	—
期首欠損金	11,813,120	11,718,719
欠損金減少額	250,916	19,868
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(250,916)	(19,868)
欠損金増加額	25,641	24,983
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(25,641)	(24,983)
分配金	—	—
期末欠損金	11,718,719	8,426,286

11. 財務ハイライト情報

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 平成19年 9 月21日 至 平成20年 3 月21日	自 平成20年 3 月22日 至 平成20年 9 月22日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年 3 月20日が休日のため、当計算期間末日を平成20年 3 月21日としております。このため、当計算期間は183日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成20年 3 月20日が休日のため、前計算期間末日を平成20年 3 月21日としており、平成20年 9 月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成20年 9 月22日としております。このため、当計算期間は185日となっております。

12. 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

- ① この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券からの記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

13. ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び投資信託説明書（請求目論見書）に記載している事項の項目は、以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
 - I 資産総額
 - II 負債総額
 - III 純資産総額（I－II）
 - IV 発行済数量
 - V 1単位当たり純資産額（III／IV）
- 第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託
マーケット・ニュートラル
約 款

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

－ 運用の基本方針 －

約款第 22 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 親投資信託の受益証券への投資を通じて、主として米国株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ③ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 親投資信託の受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第 29 条の範囲で行います。

⑨ スワップ取引は、約款第 30 条の範囲で行います。

⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第 31 条の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り分配を行う方針です。

- (1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (2) 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (3) 留保益の運用について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託 〔マーケット・ニュートラル〕 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割及び再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受益者と協議のうえ、同法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし

ます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位および価額】

第 13 条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。但し、委託者が認める場合には、1 口未満の単位をもって販売することができるものとします。最低申込金額及び申込単位は、指定販売会社において定めることができるものとします。

② 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受け付けは行ないません。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1 口につき 1 円とします。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第 52 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうこ

とができます。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 第4項の取得申込者は、指定販売会社と「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがった契約（以下、「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。
- ⑧ この約款において、取引所とは、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第16条 <削除>

【記名式の受益証券の再交付】

第17条 <削除>

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第18条 <削除>

【受益証券の再交付の費用】

第19条 <削除>

【投資の対象とする資産の種類】

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第21条 委託者（第23条に規定する委託者から委託を受ける者を含みます。以下第22条、第24条から第32条まで、第34条および第40条から第43条までについて同じ。）は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第1号から第11号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11条で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の

証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第23条 委託者は、第21条第1項に規定する親投資信託に係る運用の指図に関する権限を、次の者に委託します。

アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（Analytic Investors, LLC.）

Los Angeles, CA, U.S.A.

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第48条に基づいて委託者が受ける報酬から、毎計算期間終了日のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産に属する当該親投資信託の受益証券の純資産総額に対して年10,000分の30を乗じて得た金額とします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【投資する株式等の範囲】

第24条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第25条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の空売りの指図および範囲】

第27条 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売り付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図および範囲】

第28条 委託者は、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【先物取引等の運用指図】

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を

超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第32条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第35条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が

適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第36条 <削除>

【混蔵寄託】

第37条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

第38条 （削除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第39条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第40条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第41条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第42条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第43条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第44条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者の協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第45条 この信託の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成13年11月30日から平成14年3月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第46条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査費用】

第47条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含め、以下「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（500,000円（外税）／毎計算期間）は、受益者の負担とし、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第48条 委託者及および受託者の信託報酬の総額は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者の間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【実績報酬の額および支弁の方法】

第49条 委託者にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。委託者は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準を上回った基準価額（以下「目標基準価額」といいます。）となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の30%を実績報酬として受領します。

②前項に定める実績報酬は、第45条に規定する計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

1. 実績報酬の計算期間は、第 45 条で規定する各計算期間を 1 期として取扱います。
2. 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、第 45 条に規定する各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。
3. 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前号に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

$$\text{目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

目標リターン・レートは、6 ヶ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用します。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

$$\text{日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$$

- ③ 第 1 項の実績報酬は、発生のつど信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ④ 前条を除き、この約款において信託報酬という場合は、実績報酬を含むものとします。

【収益の分配方式】

第50条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第 51 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託期間終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))については第 52 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 52 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い】

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 46 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払

います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。但し、第 54 条第 3 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第 54 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前 4 項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該指定販売会社に対する支払いをもって免責されるものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金及び償還金の時効】

第 53 条 受益者が、収益分配金については、前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、及び、信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第 54 条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ⑤ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、第1項による一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。但し、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第54条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第55条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第56条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第60条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第57条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移すことを命じたときは、この信託は、第60条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第58条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第59条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第60条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第60条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第61条 第55条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第55条第3項又は前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じて、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第62条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第63条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

附則第1条

第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第2条

第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年11月30日

委託者	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル8階 ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託者	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 りそな信託銀行株式会社

